

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第1回弘前市文化財審議委員会議
開 催 年 月 日	令和3年5月8日（土）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後1時15分から午後3時45分まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階会議室3
議 長 等 の 氏 名	委員長 福井敏隆
出 席 者	委員長 福井敏隆 委員 岩瀬直樹 委員 内山淳一 委員 岡田俊治 委員 関根達人 委員 瀧本壽史 委員 山田巖子
欠 席 者	なし
事 務 局 職 員 の 名 氏	文化財課長 小山内一仁 同課長補佐 鳴海淳 同課主幹兼文化財保護係長 小石川透 同課埋蔵文化財係長 蔦川貴祥 同課総括主査 村上真知子 同課主事 棟方隆仁 同課主事 清野優雅
会 議 の 議 題	(1) 文化財指定の可否について (2) 令和3年度弘前市の文化財保護行政について
会 議 結 果	別添議事録のとおり
会 議 資 料 の 名 称	弘前市文化財指定申請書（普門院本堂） 同（返魂香之図） 弘前市文化財指定候補調査報告書 円山応挙筆「返魂香之図」について 令和3年度弘前市の文化財保護行政について 他

<p>会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>別添議事録のとおり</p>
--	------------------

【会議内容要旨】

議題 (1) 「普門院本堂」 「絹本墨画淡彩返魂香之図」の文化財指定の可否について

1) 普門院本堂

岡田委員 本堂における正堂部分が安永4年(1775)以前。本堂における礼堂部分・向拝は同時期のものと考えられますが安政6年(1823)以前と考えられません。棟梁については不明です。大きさが床面積63.18㎡。構造及び形式が、桁行5間、梁間3間、宝形・寄棟造の混合形式、長尺カラー鉄板立葺で、もとは茅葺。向拝1間、切妻造、カラー鉄板菱葺ですがもとは桎葺。

1615年にもともと観音堂があった場所(茂森山)が築城の絡みで切り崩され、1678年に現在地に本堂が再建しますが、1718年に本堂が焼失します。そして、現在地に観音堂を再建したものが現在のものということになります。

1775年の「弘前都図」に観音堂と記載があることからこの頃にはあったことがわかります。1800年の「弘前大絵図」に観音堂の形が描かれています。1806年の「弘前分間絵図」にも同様に描かれています。礼堂及び向拝が1806年以降に増築されており、それが現存しています。1823年の墨書が書かれており、この頃には確かに存在していたという証拠となっています。1861年には厨子、宮殿と表現していますが、これが造られています。そして大正から昭和初期にかけて大きな改修が行われた記録が残っていません。

指定に値する特色および理由ですが、形式と規模については三間四方の正堂、そして後に増築されたと考えられる桁行二間・張間三間の礼堂及び向拝から構成されています。

建物の貴重な部分として後年、正面前方に桁行二間・張間三間の礼堂を増築したと推察されるわけですが、その際に、正堂部分の宝形屋根の頂上よりも低い位置に礼堂部分の寄棟屋根の棟を持ってきているために、屋根の形が一段下がっており、非常に特色のある屋根となっています。中には厨子・宮殿があるのですが、棟札に記載されている大工と金具師の名前が明記されておりまして、弘前藩の直属といえますか、扶持を持った職人の手で行われたことがわかっております。

続いて、この建物は形状を見ると一般の庶民が来た時に受け入れる場所を足していくという、時代の流れが建物を見るとわかります。県内ではこのような形態を持っている仏堂はありません。一般大衆が礼拝できるようになったという時代背景が感じられるということです。

保存状態ですが、それなりに傷みもありますが、主な材料いわゆる加工部材については、非常にいい状態で、腐った梁などはなくきれいな状態で今に至っています。小屋裏の小屋組みを調査して判明したのですが、正面の化粧垂木の中央一本だけを残して他は撤去しています。これは増築をあらわす部分として大工の思いが込められている部分として見えています。

この時代に建てられた、このような形状の屋根を持つお寺は県内ではこれしかないものですから、文化財指定していただいて今後後世に伝えていくべきものと思います。

瀧本委員 調査報告書の特色および理由のところに、「18世紀前期に建立された仏堂が、信仰形態の変遷」とありますが、要は参拝者が増加したということですよ。であれば信仰形態の変遷という表現は厳密な言い回しといえるだろうか。

岡田委員 この時代は庶民の方は本堂には入れなかったということで、外で仏様を拝む形だったのだと思いますが、時代が下って中に入れるようになり、津軽33霊場参りなどでも人が増えてきた。その人たちを中に入れる施設が必要になったという意味で使っています。

山田委員 因果関係と言い切れるかどうか。「との関わりで」くらいでもいいのでは。信仰形態の変遷というよりは、場所が広がったことで参拝しやすくなったとか、参拝者の増加と関りがあることが想定されるという言い方のほうが語弊はないのではないかという感じがします。

内山委員 宮殿の本尊は聖観音ですよ。観音自体の信仰であったり、観音講の信仰の広がりによって参拝者が増えた。そういう背景があって収容部分が増築されたのであろうということですね。場合によっては中で二十三夜待といった夜を徹した御勤めをすることもあったでしょうから、収容空間として機能していたと。これが実際残っているというのは貴重なものだと思います。

関根委員 弘前大学の実習で礼堂の内側の柱と^{しよみど}部戸の棧に書かれている墨書について

て調査させていただきます。赤外線カメラを用いて、年代、名前、地名など書かれているものを網羅的に調べて、どのあたりからどんな人が来ていたのか調査してみようと思います。

福井委員長 弘前市文化財審議委員会議運営規則第 5 条の定めにより多数決を持って答申したいと思います。
諮問第 1 号 有形文化財（建造物）「普門院本堂」を指定することで答申することに賛成の委員は举手願います。
全員賛成ということで指定することで答申します。
先ほど挙がっておりました、細かい文言については事務局と先生とで修正するなど打合せをお願いします。

2) 絹本墨画淡彩 返魂香之図

内山委員 一番重要な点は、寄進された年、天明 4 年（1784）2 月 3 日ということが明らかであるということ。それに付随して、箱書きの蓋裏に墨書で伝来の経緯が書いてある。それから、「游魂図説」という付帯文書があり、さらに背景が見えているなど、色々な状況が揃っているということが非常に大きな特徴です。

さらに加えて、モデルあるいは「返魂香之図」を入手した元々の原因とか目的であった愛妾、あるいは奥さんを含めてであったかもしれませんが、その周辺状況のお墓も残されていて、関根先生の調査によって周辺状況が非常に詳しく明らかになってきたところでもあります。様々な状況がわかるという非常に貴重な作品であると思います。

一般にこの種の絵画は「幽霊画」「幽霊図」と称しておりますけれども、当時は「反魂香」と呼ばれるのが一般的でした。「反魂香」というのは 1 頁の「なお、…」以降にあります。「返す」ではなく「反対の反」と書くのが一般的でありまして、読みが一緒なので両方使っていただろうと思います。

伝来についてですが、箱裏の墨書きと、付帯文書が揃っているということです。まず、箱書きですが天明四年二月三日に寄進されたということが書かれています。「游魂図説」の方では、この段階で「京師 丸山主水」、応挙のことですけれども、応挙が夜、枕元に立った愛妾を描いたものだという伝承が書かれています。こういったことが江戸時代すでに弘前の地にまで伝わっていたということがわかります。これらをまとめますと、2 頁の下から 2 行目、箱書きと「游魂図説」から以下のことが判明する。

- ① 本図は丸山主水筆の「返魂香之図」の画題で、天下の三軸の一つとして認識されていたこと。
- ② 作品は応挙が亡くなった愛妾の夢枕に立った姿を写したものと伝えられていること。
- ③ 天明4年2月3日に森岡主膳から久渡寺に寄進され、寺の重宝とされていたこと
- ④ 明治24年に主膳の子孫（守衛）により質入りされてしまったが、有志の尽力で久渡寺に再納されたこと。

なんとか散逸せずに済んだという有為転変の顛末が書かれております。森岡主膳の愛妾に関わる経緯について4頁にまとめています。まず、宝暦7年に正妻が亡くなって、後妻の「伊呂」をもらう。この伊呂が、安永9年に42歳で亡くなります。この翌年、天明元年（1781）に妾の「國」が25歳で亡くなる。

本図を久渡寺に寄進した天明4年（1784）ころに後室「伊呂」と妾「國」が相次いで亡くなっております。つまり、主膳が本図を入手した目的は愛妾、あるいは後妻も含む可能性はありますけども、三回忌に向けての廻向を意図したものであったのではないかという推測もできようかと思えます。

それから、先ほどの伝承の中で、愛娘という伝承もあったんですが、これは妾の「國」が主膳よりも21歳も若いということから、年齢差から生じた誤伝であった可能性もあるかなという、色々な見方ができそうです。いずれにしても、伝承をある程度裏付けするものであろうと思えます。

作品の表現内容と評価ですが、描写が非常に的確で、何より上手いです。とにかく見ただけでこれほどの的確で狂いの無い線をひける人間はそうはいない。落款・印章とも施されてはおりませんが、伝来通り応挙本人の筆で間違いのない内容を備えています。

それから、3の（1）中段の表具の中廻し。表具の外回りの部分ですが、それが、柳を描いた描表装かまびょうそうになっています。ただこの柳の部分に関しては、どうも表現内容が今一つ上手くない。これは京都あるいは江戸でのものではなく、地元の絵師によって描かれたものだろうと思えます。

（2）類品についてですが、実は応挙の幽霊画として応挙真筆として間違いないとされているのが、現在カルフォルニア大学バークレー校付属美術館に寄託されている幽霊図になります。久渡寺本と比べるとほとんど瓜二つととってもいい作品です。ただこちらには、「擬図」という落款と「応挙」の印と「仲選ちゅうせん」という応挙の基準印とされる判子がついております。こちらに関しては、落款と表現内容から応挙真筆として疑う人がいない。

パークレー本と久渡寺本の比較ですが、久渡寺本においては顔の輪郭がやや円みを帯び若さが増していること、右肩部分の装束の線條が1本少ないこと、加えて線條自体がやや形式化の様相を見せ、より手慣れた描写とみなせるといことが、作品の比較でわかります。ということからすると、基本的には両者の前後関係としては、落款・印章をともなうパークレー本が先行し、その改良形として久渡寺本が描かれたとみるべきであろうと思います。改良形というのがどういう意味なのかというと、2図を比較すると、実は久渡寺本の方が位置を少し高く描いている。幽霊というか、亡き女性の亡霊が浮いている浮遊感というのは、より高い位置に描いたほうが表現の効果が上がるわけです。とすると、落款・印章の伴わない久渡寺本のほうが、これをより改変したものでであろうということが言えます。

おそらく改変されたものであるということや、より練られたものであるということを考えれば天明に入ってから森岡主膳の注文により新たに制作された特注品であろうと思います。

いずれにしても、当時の応挙によるこの種の絵画の評判が、安永から天明にかけておそらく、5、6年の間の中に京都の評判が弘前の地にまで達するという情報伝達の速さは、驚くべきことであると思います。これを作品が実証してくれているということです。

モデルについて色々調べたところ、パークレー本が納められた桐箱の蓋裏下方には大きく「富永 雪」と墨書きされています。さらにそれに関する説明文の書付けが付属しています。墨書について、ここで説明されているのは、応挙にはかつて愛するお妾さんがいたこと、それが大津富永屋の芸妓さんの「お雪」という人です。

久渡寺本に付属する「游魂図説」の記述。ここには円山応挙が愛妾を描いたものだと書いてあるわけですがけれども、ここから津軽地方においても同内容の制作事情が語られていたことが確認できる。おそらく、森岡主膳が入手した天明4年以前の段階で、すでにその言説は応挙作と不可分の関係にあったものでであろうということです。

今は亡き愛妾の面影を慕い描き上げた応挙の絵に、同じく若き愛妾を亡くした主膳がその面影を重ねる形で、意図して本図を求めたことが類推できようかと思います。ですから、かなりの意図をもってこの絵を、反魂香の絵として美しい女性を描いていた応挙に注文したという背景が確認できる絵として非常に貴重であるといえます。

最後に改めて久渡寺本の価値について整理してみるということで目次にしました。

・入手状況が想定できるとともに、伝来の経緯が明らかであること。

- ・応挙の真筆と認められるのみならず、制作期がほぼ特定でき、応挙の画業研究上も重要な作品であること。
 - ・応挙の幽霊画に対する当時の認識（愛する女性の面影を投影、供養）について教えてくれる作品であること。
 - ・何よりも津軽地方にゆかりの深い、優れた文化財であること。
- ということです。

関根委員

西茂森と新寺町併せて六千基の調査をして、データベースになっていましたので、森岡と検索したところ、梅林寺が菩提寺であるとわかりました。見ていくと「妾」という字が出てきまして、驚きました。全部で三万基くらい近世墓碑を調査していますが、「妾」と墓石に彫ってあるのは私の知る限りこれだけです。もちろん妾の墓もあるわけですが、実際「妾」とは彫りませんし、俗名の「國」とまで掘っているのは異例です。

梅林寺には三か所に分かれて森岡家の墓所があります。森岡主膳、國の墓があるところにはこの表に上げました17Aから17Tまでの墓があります。その中で森岡主膳の墓と國の墓は並んでおりますけれども、この墓域は、一番古いのが17B、1740年の墓が一番古くて、一番新しいのが1931年まで。この墓の中心になっているのが17N。絵を売ってしまった森岡守衛の祖父・鶴翁が中心になっています。明治になってこの墓域は造り直されておりますので墓石は動いていると考えられます。

一番右側にありますのが「國」の墓になります。この中では一番小さいものになります。1つ置きまして右から3つ目が、この絵を寄進した「森岡主膳」の墓石になります。右から4つ目が主膳の息子・「金吾」、その隣が後妻・「伊呂」の墓となります。

形を見ていただきたいのですが、基本的に江戸時代の森岡家の墓は頭が丸い「丘状頭角柱きゅうじょうとうかくちゅう」と言っているものなのですが、主膳の墓だけが頭が「櫛型くしがた」かまぼこのようになっています。このことから主膳の墓は、死んですぐに建てたものではなく、後年になって建てたものだろうと。主膳は罪を得て、石高を減らされていますので、ほとぼりが冷めてから墓石が建てられた可能性があると考えています。

資料1頁目の最後のところですが、森岡主膳は、最初の妻・里世を結婚から一年足らずで亡くしています。その後、後妻・伊呂、愛妾・國を相次いで亡くした主膳は、彼女たちを偲んで、天明元年ないし2年頃に応挙に製作を依頼したのではいかと思います。

さらに天明3年の冬には金吾の息子、主膳の孫も亡くしていることが過去帳と墓標からわかっております。そのころには天明の飢饉に対する結果

責任を問われている頃ですので、森岡家の将来に対する不安も抱いていた。天明4年の2月にこれを寄進したことがわかっておりますし、その一年後には自害するというストーリーが見えてきました。

福井委員長

「游魂図説」ですが、この中に（応挙の返魂香之図が）三本あるというのは書かれています。これを書いた三上助直はもともと中級の藩士でございまして、家禄は100石。最終的には120石まで上がり勘定奉行と町奉行を晩年まで勤めています。妻には天保期に権勢をふるいました笠原八郎兵衛の娘を娶っています。上からの覚えもめでたかったのだらうと思います。

三上助直が、いつごろ円山応挙の「返魂香之図」を見たのかなということですが、久渡寺が嘉永年間、江戸時代の最後のころに修繕とかをするんですが、このあたりに勘定奉行として行った可能性があるのかなと。それから三上助直自身が江戸にも行ってございまして、江戸においても勘定奉行として勤務しているので、応挙のこの絵がどれくらい領内で有名であったかはわかりませんが、少なくとも応挙自体の評価については江戸で聞いていた可能性もあるかなと。

そういう意味では、久渡寺の「返魂香之図」を直接見て「游魂図説」を書いた。それは江戸時代の末期までの間で間違いはないだらうと思います。これが「游魂図説」及び三上助直の経歴になります。

最後に森岡主膳元徳の経歴と「返魂香之図」を手に入れたいきさつの推定についてです。先ほど内山先生は直接応挙に注文したのではないかというお話でしたが、それはそれとして、可能性という意味で森岡主膳の経歴を見ていきます。

森岡家というのは元々門閥層ですので、上手くいくと家禄が家老になる家柄で、実際、明和8年(1771)に家老となります。弱冠36歳です。この時代が大体6代藩主・信著から7代藩主・信寧の時代になりますが、この頃、若殿の松五郎のちの8代藩主・信明に江戸でお目見えをして藩政に関わっていくわけです。

主膳は実際に京都に行っておりました。安永元年9月に使者を命じられて、10月に江戸を經由して近衛家に行っているのですが、京都へ行ったのは、近衛家の娘・維子いしが入内し、そのお祝いが名分だったのかなと思うのですが、実際の目的は、金策であろうかと思われます。国文学研究資料館に「掛屋御目見度割」という資料が津軽家文書の中にありまして、この中に大坂在住の豪商の中で津軽家がお金を借りていたのが5軒ほど出てきます。筆頭で出てくるのが茨木屋という商人で、それから鴻池善右衛門の分

家の山中新十郎、中原庄兵衛が続いて、屋号はわからないのですが室谷仁三郎、炭屋彦五郎が大坂における掛屋蔵元として弘前藩が借財をしていたトップ5でしょう。

あとは、10代将軍の家治に神田橋先詰の節に御目見えをした。将軍に御目見えをした場合には、藩で大罪を犯して罰せられても、死罪は受けない。この後も、甲州川普請や伝奏御用を仰せつかった際には、主膳が御用掛となっており、後には江戸城に登城を命じられて、老中松平右近将監から白銀30枚と時服などの褒美を拝領しています。このように優れた業績はあったのですが、天明の飢饉の時に領内の米を大坂に移出してしまい、飢饉で多くの餓死者を出す。これにより天明4年7月11日に家老を御役御免となり、10月3日に1000石あった知行のうち300石を召上げられて蟄居を命じられます。その後、天明5年4月24日に自宅で自害をします。晩年は、妻、愛妾の死や、孫が死んだり、身内に不幸が続いたことも「返魂香之図」を描いてもらい久渡寺に寄進した遠因かと思います。

これまでの内山委員、関根委員、私の報告に対し質問等はございますか。

瀧本委員 國と主膳の年の差が、内山先生が21歳、関根先生が22歳としていますが。統一したほうがいいのでは。

福井委員長 主膳の享年が51歳ですので、数えて当時数えますので、そちらで記載しましょう。22歳で。

瀧本委員 箱そのものは当初の物としてよいのか。表書きは近世のものかなという気がしますが、裏書きは明治のもの。これについてどういう風にとらえますか。

内山委員 表は江戸時代でいいと思うのですが、私個人としては、箱がやけに古いなという印象を持っていて、別の箱をあつらえて使ったのかなど。このくらいの箱の痛み方、劣化の仕方は江戸初期か桃山以前まで遡る痛み方かなと思っています。江戸中期以降だと、保存状態にもよるのですが、こんなに痛んでいないかなと思いますが、色々な問題が絡んできますので、にわかには判断できませんでした。

瀧本委員 なるほど。そうすると指定をしたときに、箱と「游魂図説」は附というふうになりますか。

事務局 最近ですと報恩寺の「元三大師縁起絵巻」などでは、箱が明らかにこれのために作られたものでしたので、附指定にしました。
でも、附で網をかけておくというのもいいかと思います。

瀧本委員 裏書きが大事なところですので、それを残すには附にして一緒に残した方がいいでしょうね。

内山委員 あと、これが特注だとすると応挙が箱書きも書いている可能性があります。そうすると裏書きにさらに判子を捺していたりします。そうなるとその箱は別のものを入れ込んで、業者が操作するということがあります。別のものを入れてこれが真筆だということで高く売ろうと、転用してしまうということも無きにしも非ずですので。その可能性を考えると、初めは共箱で専用の箱があったにもかかわらず、そのような転用のされ方をされて無くなってしまったので、あとから別の箱をあつらえた可能性もあるかなと思います。

ですが、ある時点からはこの箱が一緒であったことは間違いないので、そういう意味では特にこの記録は非常に貴重なものですから、附指定でいいものと思います。

事務局 では今回は附として「箱」と「游魂図説」と二つで指定・告示したいと思います。

山田委員 箱書きが大変に面白くて、明治のころには知らない者はいないという書き方をされていて、今日まで宗教的な絵画として扱われて、一年に1回だけ、しかも短い時間だけ公開するという風に扱ってきたことも大事なことで、これが文化財になることで非常に喜ぶ方が多いのではないかと思います。

岡田委員 絵についての信憑性が確かですので。ただ、心配なことが一つあるのは、個人所有になっていますので、この先何かの理由で手放さなければならなくなるということがあれば市としては残念なことになりますよね。そうなった時に市の方では買い取るとかそういうことはあるのでしょうか。

事務局 これにつきましては、現在の久渡寺さんのお考えでは、寺の重要な宝ではあるけれども、同時に市の宝でもあるので、しかるべき場所、例えば市立博物館などに寄託したいというお考えがあるようです。まずは、市立博

物館などで周知のために展示したいというお考えをお持ちです。ですので、岡田先生がご心配されているようなことにはならないのかなと思います。

福井委員長 それでは、答申したいと思います。
弘前市文化財審議委員の会議運営規則第5条の定めるとことにより、多数決をもって答申したいと思います。
諮問第2号 有形文化財（絵画）「絹本墨画淡彩返魂香之図」を指定することで答申することに賛成の委員は挙手願います。

（全員挙手）

福井委員長 出席委員中8名の賛成ということで、全員一致で指定することで答申します。

（3）令和3年度弘前市の文化財保護行政について

事務局 （事務局より令和3年度の事業概要の説明）

以 上